

平成27年

第1回市議会定例会 議案第59号

函館市建築基準条例の一部改正について

函館市建築基準条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年2月26日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市建築基準条例の一部を改正する条例

函館市建築基準条例（昭和35年函館市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第1号中「第115条の2の2第1項第1号に掲げる技術的基準」を「第129条の2の3第1項第1号ロに掲げる技術的基準（主要構造部である壁，柱，床，はりおよび屋根の軒裏の構造が同号ロに規定する構造方法を用いるものまたは同号ロの規定による認定を受けたものであることに係る部分に限る。）」に改める。

第60条の12第3項および第4項を削り，同条中第5項を第3項とし，第6項を第4項とする。

第60条の13第1項各号列記以外の部分中「第18条第14項」を「第18条第16項」に改め，同条第2項各号列記以外の部分中「第18条第19項」を「第18条第21項」に改め，同条第4項第1号および第2号中「第18条第14項」を「第18条第16項」に改める。

第60条の14各号列記以外の部分中「第18条第17項」を「第18条第19項」に改める。

第60条の15第1号中「第7条の6第1項第1号または法第18条第22項第1号」を「第7条の6第1項第1号もしくは第2号または法第18条第24項第1号もしくは第2号」に，「承認」を「認定」に改める。

第60条の17ただし書中「法第6条第1項の申請書を受理し，または法第18条第2項の通知を受けた建築主事が法第6条第5項または法

第18条第4項の構造計算適合性判定を求めなかつたときその他」を削る。

附 則

この条例は、平成27年6月1日から施行する。

(提案理由)

建築基準法および建築基準法施行令の一部改正に伴い規定を整備するため